

平成30年11月29日

平成30年第4回  
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第76号	宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第77号	宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	8
議案第78号	町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	10
議案第79号	教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	12
議案第80号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	14
議案第81号	宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	16
議案第82号	宮代町課設置条例の一部を改正する条例について	18
議案第83号	指定管理者の指定について	20
議案第84号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	21
議案第85号	平成30年度宮代町一般会計補正予算（第3号）について	22
議案第86号	平成30年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	23
議案第87号	平成30年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	24
議案第88号	平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	25
議案第89号	平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	26
議案第90号	平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	27
議案第91号	平成30年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について	28

議案第76号

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年11月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく町職員の給与改定等を行うため、宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
 (宮代町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宮代町職員の給与に関する条例(昭和30年宮代町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第16条中「4, 200円」を「4, 400円」に、「1万2, 600円」を「1万3, 200円」に改める。

第18条の3第2項第1号中「100分の90」を「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改め、同条第5項中「次条において同じ。)から」を「次条第3項第3号において同じ。)から」に、「同項」を「第18条の3第1項」に、「次条において同じ。)」を「次条第1項において同じ。)」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用 以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	146,500	193,500	219,100	251,700	285,400	319,600
	2	148,100	195,200	221,200	253,800	287,900	322,300
	3	149,700	196,900	223,300	255,900	290,400	325,000
	4	151,300	198,600	225,400	258,000	292,900	327,700
	5	153,000	200,400	227,700	260,000	295,400	330,300
	6	154,700	202,100	229,500	262,300	297,900	333,000
	7	156,400	203,900	231,300	264,600	300,400	335,700
	8	158,100	205,700	233,100	266,900	302,900	338,400
	9	159,800	207,200	234,800	269,000	303,800	341,000
	10	161,500	209,000	236,700	271,300	308,300	343,700
	11	163,200	210,700	238,600	273,600	311,000	346,400
	12	164,900	212,500	240,500	275,900	313,500	349,100
	13	166,500	214,100	242,300	278,200	316,100	351,800
	14	168,200	215,800	244,100	280,600	318,700	354,500
	15	169,900	217,500	245,900	283,000	321,300	357,200
	16	171,600	219,200	247,700	285,400	323,800	359,900

17	173, 400	220, 800	249, 600	287, 600	326, 300	362, 500
18	175, 100	222, 300	251, 500	289, 900	328, 800	365, 100
19	176, 800	223, 900	253, 500	292, 200	331, 100	367, 700
20	178, 500	225, 500	255, 500	294, 500	333, 600	370, 300
21	180, 300	227, 100	257, 600	296, 600	336, 000	373, 000
22	182, 100	228, 700	259, 700	298, 900	338, 300	375, 500
23	183, 900	230, 300	261, 800	301, 200	340, 500	378, 000
24	185, 700	232, 000	263, 900	303, 500	342, 900	380, 500
25	187, 300	233, 600	266, 500	305, 900	345, 100	383, 100
26	189, 000	235, 200	268, 700	308, 200	347, 300	385, 400
27	190, 700	236, 800	270, 900	310, 500	349, 400	387, 700
28	192, 400	238, 200	273, 200	312, 800	351, 600	390, 000
29	193, 900	239, 800	275, 200	315, 100	353, 700	392, 200
30	195, 700	241, 400	277, 300	317, 400	355, 800	394, 200
31	197, 500	242, 900	279, 400	319, 700	357, 800	396, 200
32	199, 300	244, 400	281, 500	322, 000	360, 000	398, 200
33	200, 900	245, 800	283, 400	324, 200	362, 100	400, 300
34	202, 600	247, 300	285, 500	326, 500	364, 000	402, 200
35	204, 300	248, 800	287, 500	328, 800	365, 600	404, 100
36	206, 000	250, 200	289, 600	331, 100	367, 500	406, 400
37	207, 600	251, 800	291, 600	333, 700	369, 300	408, 100
38	209, 300	253, 500	293, 600	335, 900	371, 100	409, 800
39	211, 000	255, 200	295, 500	338, 100	372, 900	411, 500
40	212, 700	256, 900	297, 500	340, 500	374, 700	413, 400
41	214, 400	258, 600	299, 600	343, 200	376, 800	415, 000
42	216, 000	260, 200	301, 600	345, 200	378, 500	416, 700
43	217, 600	261, 900	303, 600	347, 400	380, 300	418, 400
44	219, 200	263, 600	305, 600	349, 600	381, 900	420, 100
45	220, 900	265, 100	307, 500	351, 800	383, 700	421, 800
46	222, 400	266, 800	309, 500	353, 800	385, 300	423, 200
47	223, 900	268, 500	311, 400	355, 800	386, 800	424, 600
48	225, 400	270, 200	313, 400	357, 800	388, 300	425, 900
49	226, 800	271, 800	315, 200	359, 600	389, 700	427, 400
50	228, 300	273, 500	317, 000	361, 300	391, 200	428, 700

51	229,800	275,100	318,900	363,000	392,600	430,000
52	231,300	276,800	320,800	364,700	393,900	431,300
53	232,900	278,500	322,500	366,100	394,900	432,400
54	234,300	280,100	324,200	367,800	396,300	433,400
55	235,700	281,700	325,900	369,500	397,500	434,400
56	237,100	283,300	327,600	371,200	398,600	435,400
57	238,300	285,000	329,300	372,800	399,600	436,400
58	239,700	286,500	331,000	374,400	400,800	437,300
59	241,100	288,100	332,700	376,000	401,900	438,200
60	242,500	289,700	334,400	377,600	402,900	439,100
61	243,900	291,100	335,900	379,100	403,900	439,900
62	245,200	292,400	337,500	380,600	404,900	440,700
63	246,500	293,700	339,100	382,000	405,800	441,500
64	247,800	294,900	340,700	383,500	406,600	442,300
65	248,900	296,100	342,200	384,800	407,600	442,900
66	250,300	297,500	343,700	386,100	408,200	443,500
67	251,700	298,900	345,200	387,400	409,200	444,100
68	253,100	300,300	346,700	388,700	409,900	444,400
69	254,500	301,500	348,200	390,000	410,500	445,100
70	256,000	302,900	349,700	391,200	411,000	445,600
71	257,500	304,100	351,200	392,200	411,900	446,100
72	259,000	305,500	352,700	393,400	412,500	446,600
73	260,400	306,300	353,900	394,500	412,900	447,000
74	261,800	307,600	355,000	395,500	413,500	447,400
75	263,200	308,900	356,100	396,500	414,100	447,800
76	264,600	310,200	357,200	397,500	414,700	448,200
77	266,100	311,400	358,200	398,400	414,900	448,700
78	267,500	312,600	359,300	399,200	415,200	449,000
79	268,900	313,800	360,400	400,000	415,800	449,300
80	270,300	315,000	361,500	400,800	416,300	449,600
81	271,600	316,100	362,600	401,700	416,800	450,000
82	272,900	317,200	363,600	402,500	417,300	450,200
83	274,200	318,300	364,600	403,300	417,800	450,300
84	275,500	319,400	365,600	404,100	418,300	450,400

85	276, 700	320, 300	366, 400	404, 700	418, 800	450, 700
86	277, 900	321, 300	367, 200	405, 200	419, 300	450, 900
87	279, 100	322, 300	368, 000	405, 700	420, 100	451, 100
88	280, 300	323, 300	368, 800	406, 200	420, 600	451, 300
89	281, 400	324, 100	369, 600	406, 800	421, 100	451, 500
90	282, 300	325, 000	370, 300	407, 200	421, 400	451, 600
91	283, 200	325, 800	370, 900	407, 500	421, 900	451, 700
92	284, 100	326, 700	371, 600	407, 900	422, 400	451, 800
93	285, 000	327, 400	372, 200	408, 300	422, 900	451, 900
94	285, 600	328, 100	372, 800	408, 700	423, 300	452, 000
95	286, 200	328, 800	373, 400	409, 100	423, 700	452, 100
96	286, 800	329, 500	374, 000	409, 500	424, 200	452, 200
97	287, 500	330, 100	374, 500	409, 500	424, 600	452, 300
98	288, 100	330, 800	374, 900	409, 800	425, 000	452, 400
99	288, 700	331, 500	375, 400	410, 100	425, 200	452, 500
100	289, 300	332, 200	375, 900	410, 400	425, 600	452, 600
101	289, 800	332, 700	376, 200	410, 600	426, 000	452, 700
102	290, 300	333, 200	376, 600	411, 000	426, 400	452, 800
103	290, 800	333, 700	377, 000	411, 400	426, 800	452, 900
104	291, 300	334, 200	377, 400	411, 800	427, 100	453, 000
105	291, 700	334, 700	377, 900	412, 100	427, 500	453, 100
106	292, 100	335, 100	378, 200	412, 400	427, 900	453, 200
107	292, 500	335, 500	378, 500	412, 800	428, 300	453, 300
108	292, 900	335, 900	378, 800	413, 200	428, 700	453, 400
109	293, 100	336, 300	379, 000	413, 400	429, 100	453, 500
110	293, 400	336, 700	379, 300	413, 700	429, 500	453, 600
111	293, 700	337, 000	379, 600	414, 000	429, 900	453, 700
112	294, 000	337, 400	379, 900	414, 400	430, 300	453, 800
113	294, 100	337, 600	380, 200	414, 600	430, 700	453, 900
114	294, 300	338, 000	380, 500	414, 800	430, 900	
115	294, 500	338, 400	380, 800	415, 000	431, 200	
116	294, 700	338, 800	381, 100	415, 500	431, 500	
117	294, 900	339, 000	381, 200	415, 800	431, 800	

	118	295, 100	339, 400	381, 500	416, 100	432, 100	
	119	295, 300	339, 800	381, 800	416, 400	432, 400	
	120	295, 500	340, 200	382, 000	416, 600	432, 700	
	121	295, 800	340, 400	382, 100	416, 700	433, 000	
	122	296, 100	340, 700	382, 400	416, 900		
	123	296, 400	341, 000	382, 700	417, 100		
	124	296, 700	341, 300	383, 000	417, 300		
	125	296, 800	341, 600	383, 100	417, 400		
	126	297, 000	341, 900	383, 300	417, 500		
	127	297, 200	342, 200	383, 500	417, 600		
	128	297, 400	342, 500	383, 700	417, 700		
	129	297, 600	342, 700	383, 800	417, 800		
	130		343, 000	384, 000			
	131		343, 100	384, 200			
	132		343, 400	384, 400			
	133		343, 500	384, 500			
	134		343, 800	384, 600			
	135		344, 100	384, 700			
	136		344, 400	384, 800			
	137		344, 500	384, 900			
	138		344, 700				
	139		344, 900				
	140		345, 100				
	141		345, 200				
	142		345, 500				
	143		345, 800				
	144		346, 100				
	145		346, 200				
再任用 職員		215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	314, 700	356, 800

第2条 宮代町職員の給与に関する条例（昭和30年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」



に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「「100分の130」とあるのは「100分の72.5」」に改める。

第18条の3第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮代町職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮代町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

議案第77号

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年11月29日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合の改定を行うため、宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
第1条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第78号

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について  
町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出  
する。

平成30年11月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、町長及び副町長の  
期末手当の支給割合の改定を行うため、町長及び副町長の給与等に関する条例の  
一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を  
提出するものである。

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町長及び副町長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の町長及び副町長の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の町長及び副町長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第79号

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について  
教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年11月29日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、教育委員会教育長の期末手当の支給割合の改定を行うため、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第80号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について  
一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり  
提出する。

平成30年11月29日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、一般職の任期付  
職員の給与改定を行うため、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改  
正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する  
ものである。



一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年宮代町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000

第9条第2項中「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは、「100分の165」を「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」に改める。

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」を「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（町規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

議案第 8 1 号

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

国民健康保険税の税率等を改定するため、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.1」を「100分の6.17」に改める。

第5条中「28,200円」を「31,800円」に改める。

第6条中「100分の1.9」を「100分の2.05」に改める。

第7条中「9,600円」を「11,000円」に改める。

第8条中「100分の1.3」を「100分の1.89」に改める。

第9条中「11,000円」を「14,100円」に改める。

第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第1号ア中「19,740円」を「22,260円」に、同号イ中「6,720円」を「7,700円」に、同号ウ中「7,700円」を「9,870円」に改め、同条第2号ア中「14,100円」を「15,900円」に、同号イ中「4,800円」を「5,500円」に、同号ウ中「5,500円」を「7,050円」に改め、同条第3号ア中「5,640円」を「6,360円」に、同号イ中「1,920円」を「2,200円」に、同号ウ中「2,200円」を「2,820円」に改める。

第24条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の宮代町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 82 号

宮代町課設置条例の一部を改正する条例について  
宮代町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 11 月 29 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

平成 31 年度における組織改編に伴い、宮代町課設置条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町課設置条例の一部を改正する条例

宮代町課設置条例（平成6年宮代町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 子育て支援課

第2条の表中

福祉課	1	社会福祉に関する事項
	2	児童福祉に関する事項

」を

福祉課	1	社会福祉に関する事項
	2	障害福祉に関する事項
子育て支援課	1	児童福祉に関する事項

」に

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 議案第83号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

#### 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称	施設の所在地
学童保育所かえで第一児童クラブ	宮代町大字須賀1426番地1
学童保育所かえで第二児童クラブ	宮代町大字須賀1425番地1

#### 2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 特定非営利活動法人 宮代町かえで児童クラブ

団体の所在地 宮代町大字須賀1426番地1 須賀中学校内

#### 3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月29日提出

宮代町長 新井 康之

### 提 案 理 由

かえで第一児童クラブ及びかえで第二児童クラブの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第84号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて意見を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 田 口 孝 雄
- 3 生年月日 [REDACTED]

平成30年11月29日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現人権擁護委員である田口孝雄氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第85号

平成30年度宮代町一般会計補正予算（第3号）について  
平成30年度宮代町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成30年11月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

ふるさと納税の増、職員の給与改定、給付実績に基づく自立支援給付費の増額及び小規模保育事業実施に係る施設改修費補助金の交付等に伴い、平成30年度宮代町一般会計予算に1億8,179万6,000円を追加し、総額を102億7,728万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。



議案第86号

平成30年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について  
平成30年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成30年11月29日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

職員の給与改定等に伴い平成30年度宮代町国民健康保険特別会計予算に38万6,000円を追加し、総額を42億2,354万6,000円とすること及び債務負担行為の補正として国民健康保険税のコンビニエンスストア収納に係る業務委託を追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 87 号

平成 30 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について  
平成 30 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 30 年 11 月 29 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

職員の給与改定等に伴い平成 30 年度宮代町介護保険特別会計予算から 89 万 4,000 円を減額し、総額を 31 億 8,949 万 9,000 円とすること及び債務負担行為の補正として高齢者等介護用品支給業務委託他 7 事業を追加することについて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 88 号

平成 30 年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について  
平成 30 年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり  
提出する。

平成 30 年 11 月 29 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

職員の給与改定等に伴い平成 30 年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に 9 万  
6, 000 円を追加し、総額を 4 億 9, 670 万 6, 000 円とすること及び債務  
負担行為の補正として後期高齢者医療保険料のコンビニエンスストア収納に係る業  
務委託を追加することについて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、この  
案を提出するものである。

議案第 89 号

平成 30 年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について  
平成 30 年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり  
提出する。

平成 30 年 11 月 29 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

職員の給与改定等に伴い、平成 30 年度宮代町公共下水道事業特別会計予算に  
21 万 3,000 円を追加し、総額を 10 億 290 万 4,000 円とすることにつ  
いて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第90号

平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について  
平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成30年11月29日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

職員の給与改定等に伴い平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算に6万円を追加し、総額を5,692万2,000円とすること及び債務負担行為の補正として農業集落排水処理施設汚泥運搬業務委託を追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第91号

平成30年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について  
平成30年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。  
平成30年11月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定及び県営水道受水費等に不足が生じることに伴い、平成30年度宮代町水道事業会計予算の収益的支出のうち営業費用を1,150万5,000円を追加し、総額を7億3,619万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。